

別添 1

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準

本基準は、毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号)第 40 条の規定を実施するため、毒物及び劇物(以下、「毒劇物」という。)の具体的な廃棄の方法を定めたものである。

本基準は、一般的に広く適用しうる方法であるが、廃棄される毒劇物の量又は当該毒劇物に含まれている他の物質の種類及び量等により、本基準が実施できない場合は基準の細部についての変法若しくは本基準と異なる方法を採用しても差し支えない。いずれの場合においても、廃棄処理に伴う生成物等について検討を行い、水質汚濁防止法等関連諸法令に適合するよう十分留意しなければならない。

なお、本基準中の「備考」は、廃棄を行う際、特に注意すべき事項を記載したものである。